

第23回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和4年4月28日(木)午前10時00分より、第23回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第3号議案 非農地通知の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平 2番 多田 岳史 3番 徳田 明子 4番 中林 和夫
7番 多羅尾 英樹 8番 中西 秀友 9番 辻 四一郎 10番 吉田 利一
12番 小島 佳剛

(欠席委員)

5番 山崎 省吾 6番 井内 英樹 11番 今村 正喜 13番 水主 哲寛
14番 山本 晃一郎

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午前10時00分 開会)
局長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は山崎委員、井内委員、今村委員、水主委員、山本委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数14名の内、出席委員は9名であり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から、第23回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、小島委員、北浦委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中西委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して4件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1から3につきましては、利用権設定の更新、番号4につきましては新規の利用権設定となります。</p> <p>まず、番号1につきましては、地図1ページの1から3ですが、3筆併せて2,526㎡、使用貸借で期間は6月25日から令和6年6月30日までとなっております。</p> <p>番号2につきましては、地図2ページの4と5ですが、2筆併せて5,872㎡、使用貸借で期間は6月1日から令和6年11月30日までとなっております。</p> <p>番号3につきましては、地図2ページの6ですが、賃貸借で期間は6月13日から令和6年6月30日までとなっております。</p> <p>番号4につきましては、地図3ページの7ですが、既設のビニールハウス2棟を利用してイチゴ栽培を行うために利用権を設定するものです。借人は法人で農業分野には新規参入となりますが、令和2年12月から本年3月まで滋賀県内の農園で研修を積まれており、証明書の提出もいただいております。なお、期間は</p>

	<p>1年間としております。</p> <p>本議案につきましては、いずれも農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中西委員	<p>報告します。去る4月25日、事務局の案内で現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町の利用状況につきましては、耕起済みの畑で、作付はこれからですが適正に管理されていました。槇町及びの利用状況につきましては、レタスとタマネギが植わっており、他は耕起済みできれいに管理されていました。一部はビニールシートで覆われており、すぐに作付できる状態でした。</p> <p>番号2の槇島町並びに槇島町の利用状況につきましては、耕起済みの田で、適正に管理されていました。</p> <p>番号3の槇島町の利用状況につきましては、畑で、キャベツや枝豆が作付されており、きれいな状態で適正に管理されていました。</p> <p>番号4の白川の利用状況につきましては、畑で、軽量鉄骨のハウスが2棟建っております。3年ほど作付期間が空いていたように思いますが、これから借人が新規にイチゴ栽培をされるとのことで、期待しております。きれいに管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきましては、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>番号4について、借受法人は新規就農との説明がありましたが、農業用に作られた法人ですか。専業で営農されるんですか。</p>
局長	<p>元々は不動産等をされている会社です。今回新たに農業分野に新規参入されるとお聞きしております。</p>
水谷推進委員	<p>借受法人は研修を受けられたとのことですが、イチゴは競争相手も多く儲けるのが難しいです。営農計画では、既存のハウスの中で栽培されるんですか。コン</p>

	<p>クリートを敷いて整備される予定はありますか。</p>
局長	<p>コンクリート敷きにはしないと聞いております。プランターを棚に置いてイチゴを栽培するとのことです。</p>
水谷推進委員	<p>始めてもらうのは良いと思います。ただ、うまく行けば良いですが、農業と別のことを農地でされたらと懸念しています。地元委員さんによく見ておいてもらうようお願いしたいです。</p>
中西委員	<p>1年だけで長い年数ではありません。うまいこと軌道に乗れば長くやっていけるでしょう。</p>
議長	<p>地元委員さん、よく見ておいてください。</p>
小島委員	<p>先日、貸人と借受法人と一緒に挨拶に来られました。新規就農ですので、借受法人がどこまでできるか心配はありますが、見守っていきたいと思います。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、いずれも被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p>

	<p>なお、番号2につきましては、相続前から利用権設定による法人への貸し付けが行われております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中西委員	<p>報告します。去る4月25日、事務局の案内で現地調査に行っていました。番号1の五ヶ庄の利用状況につきましては、畑で、豆やイチゴ、タマネギ等、諸々が栽培されており、適正に管理されていました。</p> <p>番号2の小倉町及び、並びに伊勢田町及びの利用状況につきましては、ネギが栽培されており、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
徳田委員	<p>番号1について、相続日から適格者証明の願出までに10か月を過ぎておりますが大丈夫なんですか。以前も税の申告期限から遅れているものがありました。が、通して良かったのでしょうか。</p>
局長	<p>願出人は税務署と話して了解を得られております。</p>
徳田委員	<p>後付けで承認されれば税務署は構わないということですか。</p>
局長	<p>はい、そうです。</p>
徳田委員	<p>もし仮に承認されなかった場合はどうなるのでしょうか。</p>
局長	<p>農業委員会としては、願出人に対して適格か否かを判断します。税の関係は税務署と願出人の話になります。</p>
議長	<p>本人が税務署と話をされています。そこまでのことしか農業委員会は分かりません。</p>
局長	<p>本議案の審議については、その方が農業者かどうかの判断をするということになります。</p>

議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第3号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第3号議案 非農地通知の決定について」一括して11件をご説明申し上げます。</p> <p>まず、本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判定していた農地のうち、菟道 地区における非農地判定のための現地調査を令和4年4月11日に農地部会委員と村田推進委員、事務局職員が同行し実施して参りました。</p> <p>いわゆる違反転用の疑いがあるものは含まれておりません。また、農用地区域に該当するものは無く、非農地決定の対象は、29筆、14,601㎡となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、昭和30年頃に農地法を知らずに宅地として整備し、今日まで使用されてきたもので、顛末書が提出されております。</p>

	<p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午前10時20分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____